

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第29号

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第29号を削り，同項第28号中「又は」を「若しくは」に改め，「貸与業」の次に「又は再生医療等製品の販売業」を加え，同号を同項第30号とし，同項第27号を同項第29号とし，同項第26号を同項第28号とし，同項第25号を削り，同項第24号中「又は」を「若しくは」に改め，「貸与業」の次に「又は再生医療等製品の販売業」を加え，同号を同項第27号とし，同項第23号中「。以下「整備令」という。」を削り，同号を同項第26号とし，同項第18号から第22号までを3号ずつ繰り下げ，同項第17号の次に次の3号を加える。

(18) 法第40条の5第1項に規定する再生医療等製品の販売業の許可を申請する者 1件につき 29,000円

(19) 法第40条の5第4項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の更新を申請する者 1件につき 12,200円

(20) 法第40条の6第2項ただし書に規定する再生医療等製品営業所管理者の営業所外における実務従事の許可を申請する者 1件につき 1,200円

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。